三　母子保健法第十二条第一項の健康診査又は同法第十三条の健康診査の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
四　母子保健法第十五条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
五　母子保健法第十六条第一項の母子健康手帳の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
六　母子保健法第十八条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
七　母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給を受ける未熟児及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
八　母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に係る事実についての審査

21　法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　要保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
二　生活保護法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　生活保護法第二十九条第一項の資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
四　生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還の対象となる被保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
六　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

22　法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

23　法別表第四の四の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　災害救助法第七条第五項の実費弁償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
二　災害救助法第十二条の扶助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

24　法別表第四の四の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供又は同条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に係る事実についての審査
二　身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に係る事実についての審査
三　身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　身体障害者手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査
五　身体障害者手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
六　身体障害者手帳の交付を受けた者が氏名を変更したとき、若しくは住所を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
七　身体障害者手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

25　法別表第四の四の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　身体障害者手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査
三　身体障害者手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
四　身体障害者手帳の交付を受けた者が氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
五　身体障害者手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

26　法別表第四の四の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に係る事実についての審査
二　精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第四項の都道府県知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査
四　精神障害者保健福祉手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査
五　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
六　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
七　精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
八　精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

27　法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第四項の都道府県知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　精神障害者保健福祉手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査
四　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
五　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
六　精神障害者保健福祉手帳に係る障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
七　精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

28　法別表第四の四の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　知的障害者福祉法第十五条の四の障害福祉サービスの提供に係る事実についての審査
二　知的障害者福祉法第十六条第一項の障害者支援施設等への入所等の措置に係る事実についての審査
三　知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に係る事実についての審査

29　法別表第四の四の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答（障害児童福祉手当又は特別障害者手当に係るものに限る。）